

恵庭市告示第 142 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月29日

恵庭市長 原田 裕



記

1. 指定管理者の名称  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 恵庭市柏陽憩の家、恵庭市島松憩の家、恵庭市和光憩の家、恵庭市大町憩の家、  
恵庭市恵み野憩の家

施設の所在地 恵庭市柏陽町1丁目26番地、恵庭市島松東町1丁目1番15号、  
恵庭市和光町3丁目1番1号、恵庭市大町4丁目5番15号、  
恵庭市恵み野北2丁目1番3

3. 管理を行わせる期間

令和6年4月1日 から 令和11年3月31日まで